

入札参加資格停止措置の概要

1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所 在 地
1	極東開発工業株式会社	大阪府大阪市中心区淡路町2-5-11

2 入札参加資格停止措置期間 令和7年10月22日から令和8年1月21日まで（3カ月間）

3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する工事等

4 事実概要

極東開発工業株式会社は、特定特装車製品の製造販売において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして、令和7年9月24日、公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けた。

なお、同社は課徴金減免制度の適用事業者として公表されている。

5 入札参加資格停止理由

水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第75条第1項別表第4第5号「独占禁止法違反行為（一般工事等）」に該当する。

「契約規程」

措 置 要 件	期 間
別表第4第5号 イ 業務に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1項第1号に違反し、契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 6カ月以上12カ月以内
第80条（入札参加資格停止期間の短縮） 市長は、有資格請負業者について特別の理由があると認められるため、別表第3若しくは別表第4又は前条第1項の規定による入札参加資格停止期間の短期未満の期間を定める必要があるときは、当該入札参加資格停止期間を当該短期の2分の1まで短縮することができる。	